

中之条町国民健康保険
第3期特定健康診査等実施計画

平成30年2月

中之条町

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	メタボリックシンドロームに着目する意義	1
3	特定健康診査・特定保健指導の考え方	1
4	計画の位置づけ	1
第2章	特定健康診査等の状況	2
第3章	目標値	3
第4章	特定健康診査等の実施方法	
1	実施項目	4
2	実施場所・時期	5
3	周知・案内方法	5
4	年間スケジュール	6
第5章	計画の取り扱い	
1	個人情報の保護	6
2	計画の公表・周知及び評価	6
3	その他の留意事項	6

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

国民の受療実態は、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、75歳頃を境に生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。これを個人に置き換えると、不健康な生活習慣がやがて糖尿病等の生活習慣病の発症を招き、通院し投薬が始まり、生活習慣病の改善がないままに、その後こうした疾患が重症化し、虚血性心疾患等の発症に至るといった経過をたどることになります。

このため、生活習慣の改善により糖尿病等を予防できれば、生活の質を維持・向上させ、中長期的な医療費の適正化を図ることができます。

本町では、平成20年3月、「高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」といいます。)」に基づき、生活習慣病の要因となるメタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査等実施計画」を策定しました。

第3期計画では、地域の実情やこれまでの実績を検証し、より効果的な事業を実施するという第2期計画の考え方を継承し、平成30年度から平成35年度までの6年間の目標及び取組等を定めるものです。

2 メタボリックシンドロームに着目する意義

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に起因する高血糖、脂質異常、高血圧のそれぞれのリスク因子が重複した場合に、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症率が高くなる状態です。これらのリスク因子は生活習慣を見直すことによって減少させることができ、また、発症してしまっても、血糖、血圧等をコントロールすることにより、重症化を防ぐことができます。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、健診受診者にとって、生活習慣の改善に向けての明確な動機づけが可能になると考えます。

3 特定健康診査・特定保健指導の考え方

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目し、健康診査の結果により特定保健指導の対象者を把握するためのものです。また、特定保健指導は、特定健康診査の結果から生活習慣病となるリスクを把握し、そのリスクに応じて、早期に生活習慣の改善に介入を行うものです。

4 計画の位置づけ

この計画は、法第18条の特定健康診査等基本指針に基づき、中之条町国民健康保険が策定するものであり、群馬県医療費適正化計画及び町の健康増進計画等と十分な整合性を図るものとします。

第2章 特定健康診査等の状況

(1) 被保険者数の状況

中之条町国保の被保険者数は年々減少し、加入者に占める高齢者の割合は増加で推移しています。加入率の高い40歳以降で全体の医療費の大半を占めていますが、一人当たり医療費（月額）で見ると、40代から急激に伸びています。

また、中之条町の一人当たり医療費は、県や同規模町村より高くなっています。

図表1：中之条町国保被保険者数

KDBより

国保被保険者区分（人）	25年度	26年度	27年度	28年度
0歳～39歳	1,142	1,052	971	834
40歳～64歳	1,972	1,799	1,653	1,502
65歳～74歳	2,049	2,137	2,161	2,126
合計	5,163	4,988	4,785	4,462
40歳以上の割合（％）	77.9	78.9	79.7	81.3
65歳以上の割合（％）	39.7	42.8	45.2	47.6

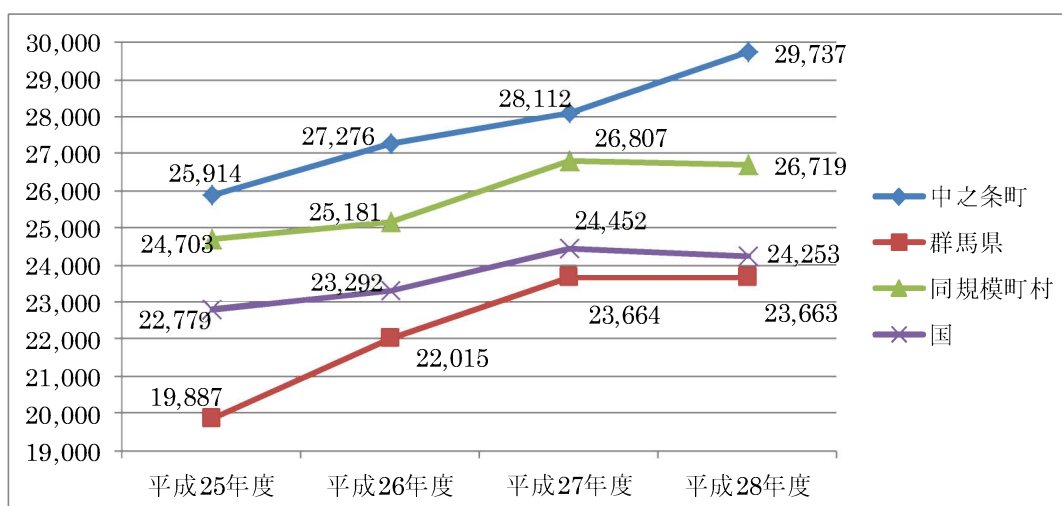
図表2：中之条町国保一人当たり医療費（月額：円）

KDBより



図表3：一人当たり医療費（29年3月診療分）

KDBより



(2) 特定健診等の実施状況（国への法定報告値）

特定健診・特定保健指導の実施状況は横ばいで推移しています。

特定健診	25年度	26年度	27年度	28年度
対象者数(人)	3,828	3,677	3,571	3,400
受診者数(人)	1,887	1,824	1,783	1,697
受診率	49.3%	49.6%	49.9%	49.9%

対象者：国保被保険者のうち、年度途中に加入脱退した者や適用除外者を除きます。

特定保健指導	25年度	26年度	27年度	28年度
対象者数(人)	309	289	289	268
終了者数(人)	67	63	56	54
実施率	21.7%	21.8%	19.4%	20.1%

①積極的支援	25年度	26年度	27年度	28年度
終了者数(人)	14	10	10	12
利用率	14.9%	11.9%	13.3%	15.6%

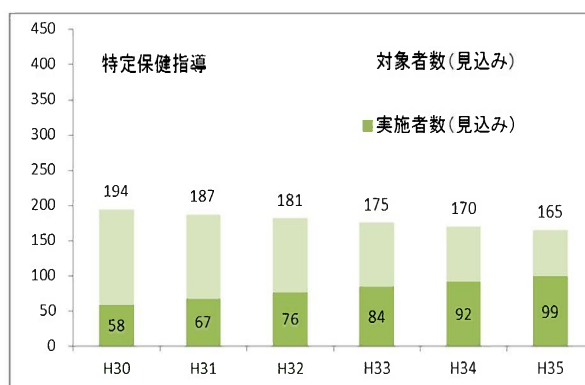
②動機付け支援	25年度	26年度	27年度	28年度
終了者数(人)	53	53	46	42
利用率	24.7%	25.9%	21.5%	22.0%

第3章 目標値

国が定めた特定健康診査等基本指針を踏まえ、平成35年度までに特定健康診査の実施率を60%、特定保健指導の実施率を60%とします。

区分	H30	H31	H32	H33	H34	H35
特定健康診査の実施率	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導の実施率	30%	36%	42%	48%	54%	60%

平成30年度～平成35年度の特定健診・保健指導の対象者数は減少傾向ですが、目標値の上昇に伴って、実施者数は増加を見込んでいます。



第4章 特定健康診査等の実施方法

1 実施項目

(1) 特定健康診査の健診項目

- ①質問票 ⇒ 服薬歴、喫煙歴等
- ②身体計測 ⇒ 身長、体重、肥満度（BMI）、腹囲
- ③診察 ⇒ 理学的検査（身体診察）
- ④血圧測定 ⇒ 収縮期血圧、拡張期血圧
- ⑤血中脂質検査 ⇒ 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
- ⑥肝機能検査 ⇒ AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GTP
- ⑦腎機能検査 ⇒ 尿タンパク、尿糖
- ⑧血糖検査 ⇒ 空腹時血糖またはヘモグロビンA1C（HbA1C）
やむを得ない場合は随時血糖
- ⑨選択項目（一定の基準に基づき、医師が必要と判断したもの）
 - ア心電図検査
 - イ眼底検査
 - ウ貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）
 - エ血清クレアチニン検査

(2) 特定保健指導対象者の階層化

特定健康診査の結果から、生活習慣病のリスクに応じて、「動機付け支援」「積極的支援」に階層化します。

腹囲等	追加リスク	④喫煙歴	対象者	
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳
腹囲等 男性85cm以上 女性90cm以上	2つ以上該当	あり・なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外で BMI25kg/m ² 以上	3つ該当	あり・なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		1つ該当	なし	

①空腹時血糖100mg/dl以上又はHbA1c5.6%（NGSP値）以上

②中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール値40mg/dl未満

③収縮期（最大）血圧130mg/dl以上又は拡張期（最小）血圧85mg/dl以上

④喫煙歴

(3) 情報の提供

特定健康診査の受診者全員を対象に、診査結果より生活習慣やその改善に必要な基本的な情報を提供します。

(4) 特定保健指導の内容

①動機付け支援の対象者

原則として1回の面接支援を行い、生活習慣の改善のため対象者自ら生活習慣改善の行動計画を設定し、面接から3ヶ月経過後に評価を行います。

②積極的支援の対象者

初回面接で生活習慣改善のための行動目標を立て、対象者自ら生活習慣改善の行動計画を設定します。行動計画を自主的・継続的に実行できるよう、3か月以上継続的に支援し、支援終了後に実績評価を行います。

(5) 特定保健指導対象者の優先順位付け

最も必要で効果の上がる対象者を選定するため、優先順位付けを実施します。

①年齢が若い対象者

②健診結果により、生活習慣改善の必要性が高いと認められる対象者

③前回支援対象者でありながら、特定保健指導を受けなかった対象者

④動機付け支援から積極的支援に移行等、前年度より悪化した対象者

2 実施場所・時期

(1) 特定健康診査

①集団健診（毎年6月～7月、随時追加健診）

町内の公共的施設（中之条町保健センター、中之条町役場六合支所、中之条町ツインプラザ及び各地区の公民館等）で実施します。

②個別健診（随時）

委託医療機関で実施します。

(2) 特定保健指導

特定健康診査終了後、その結果により中之条町保健センター等の公共的施設で実施します。また、電話等による個別指導も実施します。人間ドックを実施する医療機関での保健指導委託契約を継続し、健診実施機関での保健指導利用を促進します。

3 周知・案内方法

広報なかのじょう掲載・防災無線案内、対象者に受診券とともに健診案内を送付するほか、未受診者への情報提供を充実させます。医療機関を通じた受診勧奨も継続します。

4 年間スケジュール

	当年度		翌年度	
4月	特定健康診査対象者の抽出、受診券準備	人間ドック受付開始 医療機関との契約	特定健康診査対象者の抽出、受診券準備	人間ドック受付開始 医療機関との契約
5月	受診券印刷・送付	個別健診受診可	受診券印刷・送付	
6月	特定健康診査の実施		特定健康診査の実施	実績報告
7月	↓		↓	
8月	特定健診データ受取 特定保健指導の受付	保健指導対象者の抽出 利用券等の印刷、送付	特定健診データ受取 特定保健指導の受付	保健指導対象者の抽出 利用券等の印刷、送付
9月	特定保健指導の実施		特定保健指導の実施	
10月	健診未受診者抽出 追加健診通知	翌年度に向け、関係機関との調整 (翌年度スケジュール等)		支払基金へ報告 法定報告(実施率算出)
11月	追加健診実施	↓		
12月				
1月				
2月				
3月				

第5章 計画の取り扱い

1 個人情報の保護

特定健康診査等の記録は、群馬県国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムに保存し、保存期間は原則5年間とします。システムへのアクセスをパスワード認証により管理します。

また、委託等外部に対しては、情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、契約遵守状況について厳格に管理します。

2 計画の公表・周知及び評価

特定健康診査等実施計画は、中之条町ホームページや広報なかのじょうに掲載し、国民健康保険被保険者及び町民に広く周知します。

また、達成状況の点検や評価の結果により、必要に応じて計画を見直します。

3 その他の留意事項

特定健康診査・特定保健指導は、健康増進法で実施しているその他の健診等と連携し、関係機関と協力して円滑な実施を図ります。